

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高齢者総合相談センターにおける特別養護老人ホームに係る申請受付業務委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課： 福祉部 高齢者サービス課高齢者相談係）

事業の概要

事業名	特別養護老人ホーム入所調整
担当課	高齢者サービス課
目的	必要度の高い入所希望者から入所できるよう調整する。
対象者	要介護1以上の特別養護老人ホーム入所希望者
事業内容	<p>特別養護老人ホームのうち区内、区外ベッド確保ホームの申し込みについて、新宿区の入所指針に基づき必要度の高い人から優先的に入所できるしくみを作り調整している。</p> <p>【相談及び申請】</p> <p>高齢者サービス課で申請受付し、受付時に本人、介護者の状況等を聞き取り、新宿区の入所指針や内容について説明する。</p> <p>【順位決定・名簿送付】</p> <p>高齢者サービス課は、申し込み時の情報を福祉情報システムに入力し、年3回指針に基づき、希望施設の男女別順位を申請者に通知するとともに、各施設ごとの順位順の名簿と申込書のコピーを送付している。各施設は空きが出た場合、この名簿を活用し入所候補者を選定し面接を行う。その後各施設の入所決定委員会を経て入所者を決定する。</p> <p>【名簿管理】</p> <p>その後、入所申し込み内容の変更受付や入所情報を施設から受け、名簿の更新及び名簿の管理を行っている。</p> <p>今回、特別養護老人ホームに係る申請の受付を、高齢者総合相談センターに委託する。</p>

件名 高齢者総合相談センターにおける申請受付業務委託に係る項目追加について

保有課(担当課)	高齢者サービス課
登録業務の名称	特別養護老人ホームの入所調整
委託先	各高齢者総合相談センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 入所希望者の介護者の状況、サービス利用状況、特別な事情、合計点数、希望施設名及び順位、介護者及び連絡者の氏名、住所、生年月日、電話番号、本人との関係
処理させる情報項目の記録媒体	福祉情報システム(電子)
委託理由	高齢者本人や介護者等が身近な場所で特別養護老人ホームの用談や申請受付ができることで、利便を図ることができる。
委託の内容	区内及びベッド確保特別養護老人ホームの入所相談及び申請の受付
委託の開始時期及び期限	平成22年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。